

令和6年度 有害鳥獣捕獲の実施について（お知らせ）

霧島地区では、イノシシなどによる農作物への被害が発生していることから、霧島市霧島捕獲隊員が銃やワナによる捕獲を下記のとおり実施します。

山菜採りなどで山の中に入るときは、目立つ服装やラジオを携帯するなど、事故防止にご協力ください。

1. 対象鳥獣及び捕獲期間

シカ・イノシシ・アナグマ・タヌキ・カラス

令和6年5月31日（金）～令和6年7月29日（月）

2. 捕獲地域

国道223号線より南側（裏面地図参照）

※国有林を除く。

※大和リゾートは原則立入不可区域とするが、霧島地区捕獲隊隊長の判断に基づいた捕獲のみ可能とする。

※霧島市牧園町の一部を含む

【問い合わせ先】
霧島総合支所 市民生活課
産業振興グループ
電話 57-1182（直通）

有害鳥獣捕獲実施図

【対象鳥獣及び捕獲予定期間】

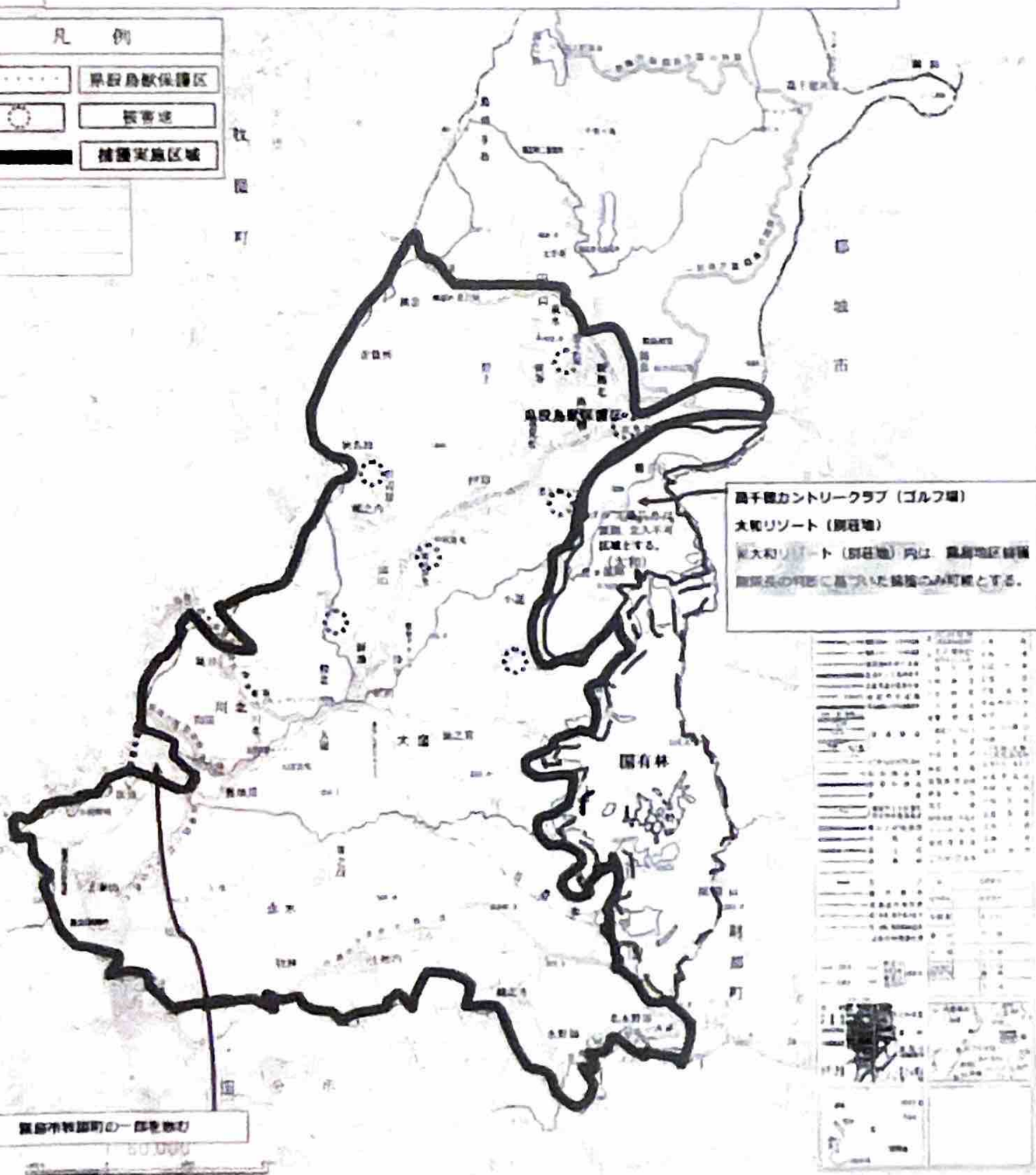
●イノシシ・シカ・アナグマ・タヌキ・カラス

令和6年5月31日(金)～令和6年7月29日(月)までの60日間

※捕獲期間にご注意ください

凡 例

- 県営鳥獣保護区
- 被害地
- 捕獲実施区域



項目	内容
実施区域	霧島町全域
対象鳥獣	イノシシ・シカ・アナグマ・タヌキ・カラス
捕獲期間	令和6年5月31日(金)～令和6年7月29日(月)までの60日間
実施方法	罠・銃
実施担当者	霧島町環境課
問い合わせ先	霧島町環境課 電話: 099-888-1111
備考	実施区域は、鳥獣被害の発生が確認された地域に限る。

班回覧

第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整の実施について（お知らせ）

霧島地区では、イノシシなどによる農作物への被害が発生していることから、霧島市霧島捕獲隊員が銃やワナによる捕獲を下記のとおり実施します。

山菜採りなどで山の中に入るときは、目立つ服装やラジオを携帯するなど、事故防止にご協力ください。

1. 対象鳥獣及び捕獲期間

シカ・イノシシ

令和6年5月25日(土)～令和7年3月31日(月)

2. 捕獲地域

霧島市霧島地区の国道223号線より北側

※ 但し国有林及び伐倒駆除を行う沿線、霧島神宮境内、

緑の村広場、神話の里公園敷地、宿泊・飲食施設敷地を除く

【問い合わせ先】

霧島総合支所 市民生活課
産業振興グループ

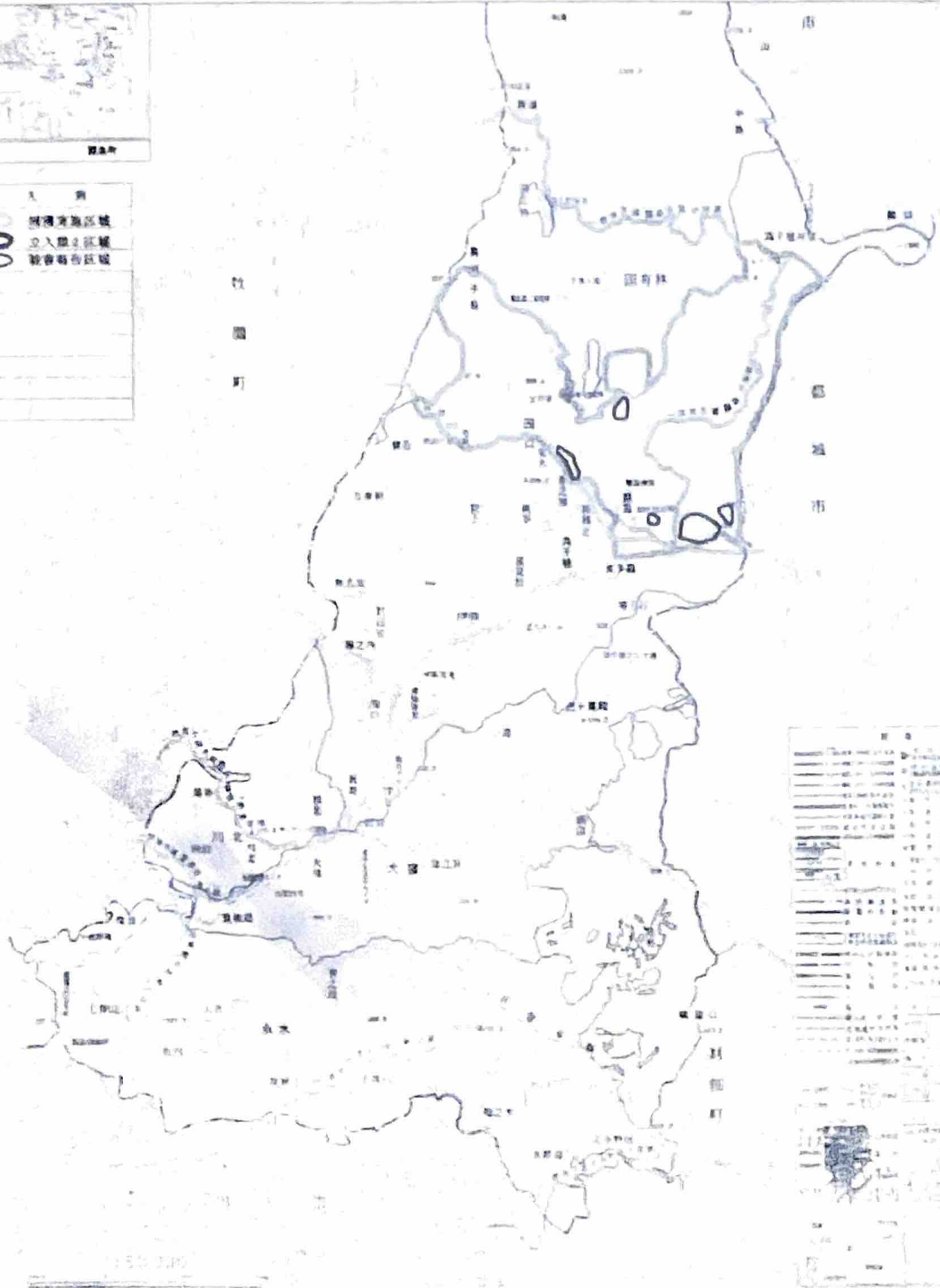
電話 57-1182（直通）

第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整実施

霧島市

対象鳥獣：シカ 150 頭・イノシシ 80 頭（銃器・わな）

捕獲期間（シカ・イノシシ）：令和6年5月25日～令和7年3月31日



項目	内容
1. 管理区域	霧島市全域
2. 捕獲期間	令和6年5月25日～令和7年3月31日
3. 対象鳥獣	シカ 150 頭・イノシシ 80 頭
4. 捕獲方法	銃器・わな
5. 捕獲場所	霧島市全域
6. 捕獲者	霧島市獣害防除課
7. 備考	

優良防犯電話購入補助金交付事業について

鹿児島県警察では、令和6年4月1日から、うそ電話詐欺被害防止を目的として、

- ◎ 着信があると警告音声を発する
 - ◎ 通話を自動録音する
- などの機能がついた「優良防犯電話」の購入補助金交付事業を実施しています。
- ◆ 申請期間
令和6年中（※ 期間中でも、予算上限に達し次第終了します。）
 - ◆ 対象電話
公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話のうち、固定電話19種類（※ 詳しくは「優良防犯電話目録」をご確認ください。）
 - ◆ 対象者
令和6年4月1日以降に対象電話を購入し、鹿児島県内の70歳以上の方が居住する居宅（令和6年中に70歳以上になる方及びその方と同居する世帯の方を含む）に設置した方になります。
 - ◆ 補助金
5,000円
ただし、購入時にポイントを利用した場合、ポイントを差し引いた分の購入額が5,000円以上である場合に限りです。
 - ◆ 申請方法
「優良防犯電話購入補助交付金申請書」及び対象電話を購入したことを証明できるレシート等（日付、メーカー、型式、金額等が記載されたレシートや保証書等）の写しを、警察本部生活安全企画課または最寄りの警察署に提出してください。
 - ★ 申請様式、優良防犯電話目録は、鹿児島県警察本部のホームページでご確認ください。
<https://www.pref.kagoshima.jp/ja09/seiankihanyoku20240408.html>

霧島地区地域安全ニュース
かけはし

第357号

霧島地区
防犯協会
TEL. 45-9915

脅威事犯の発生状況 ～登下校の時間帯に多発～

【声掛け事案】

- ◎ 4月13日（土）午後1時頃、霧島市国分上小川の路上において、男子中学生が通行中、白色系の車に乗った男から、意味不明の言葉を掛けられた後、「待てやこら。」などと暴言を吐かれた事案。

【不審者の特徴】

年齢30歳位、身長170cm位、小肥り、黒髪短髪、白色の上衣、暗い色の長ズボン

- ◎ 4月16日（火）午後零時30分頃、霧島市国分広瀬1丁目6番付近の路上において、小学生女児が下校中、後方からきた男から、「お菓子買ってあげようか。」と声を掛けられた事案。

【不審者の特徴】

身長165～170cm位、中肉、マッシュンカット、黒色系の長袖、黒色系の長ズボン

ボシ

【不審者事案の発生】

- ◎ 4月16日（火）午後1時30分頃、霧島市隼人町東郷の国道504号線沿いの路上において、小学生が複数で下校中、緑色の車の後部座席に乗った女から、スマートフォンを向けられた事案

【不審者の特徴】

年齢20～30歳位、やせ型、金髪の長髪、白色の花柄のノースリーブ

- ◎ 4月23日（火）午後4時10分頃、霧島市隼人町見次の県道473号線付近の路上において、女子中学生が通行中、黒色の自転車に乗った男から、スマートフォンを向けられた事案

【不審者の特徴】

年齢30歳位、身長170～180cm位、やせ型、黒髪の短髪、黒色のジャンパー

霧島警察署管内の交通事故発生状況

鹿児島県内においては、3月末現在、694件（昨年同期比－28件）の交通人身事故が発生し、746人（昨年同期比－53人）の方が怪我をされています。また、交通死亡事故にあっては、3月末現在、10人（昨年同期比－1人）の方が尊い命を失っており、うち6人が高齢者となっています。

一方、霧島警察署管内では、3月末現在、72件（昨年同期比－5件）の交通人身事故が発生し、85人（昨年同期比－7人）の方が怪我をされています。また、交通死亡事故にあっては、2人（昨年同期比＋2人）の方が亡くなっています。

霧島警察署管内で3月末までに発生した交通人身事故を分析しますと、次のような特徴があります。

- 曜日別では、木曜日が多い。
- 時間別では、午後6時台が多い
- 事故類型別では、追突事故が多い
- 事故の違反内容では、安全不確認が多い
- 路線別発生状況は、国道10号線が多い

運転者の皆さん、安全運転に努め、交通事故のない霧島市を目指しましょう。

◎ 霧島警察署管内の事故発生状況

	発生(件)	死者(人)	傷者(人)
管内(累計)	72 (-5)	2 (+2)	85 (-7)
3月中	25 (-2)	0 (±0)	31 (-5)
国分(累計)	27 (-13)	0 (±0)	30 (-19)
3月中	12 (-2)	0 (±0)	14 (-6)
隼人(累計)	30 (+3)	1 (+1)	36 (+5)
3月中	10 (+1)	0 (±0)	14 (+3)
福山(累計)	2 (+1)	0 (±0)	4 (+3)
3月中	0 (±0)	0 (±0)	0 (±0)
霧島(累計)	2 (+1)	0 (±0)	2 (±0)
3月中	0 (±0)	0 (±0)	0 (±0)
清辺(累計)	9 (+6)	1 (+1)	11 (+7)
3月中	3 (±0)	0 (±0)	3 (-1)
横川(累計)	0 (-4)	0 (±0)	0 (-3)
3月中	0 (-1)	0 (±0)	0 (±0)
牧園(累計)	2 (±0)	0 (±0)	2 (±0)
3月中	0 (-1)	0 (±0)	0 (-1)

※累計＝1月～3月末

()内は昨年同期比

飲酒運転の根絶 ～飲酒運転「8（やっ）せん」運動の推進

飲酒による交通事故は、平成18年に福岡県で幼児3人が死亡する重大事故が発生するなど、大きな社会問題となりました。その後、飲酒運転の厳罰化や行政処分の強化などが行われたものの、依然として、飲酒運転による悲惨な交通事故は後を絶ちません。

飲酒運転は、事故を起こす可能性が高くなる極めて悪質・危険な犯罪です。

市民の皆さん一人ひとりが、

飲酒運転を絶対にしない、させない

という強い意志を持ち、飲酒運転を根絶しましょう。

◆ 飲酒運転「8（やっ）せん」運動

- ① 酒を飲んだら運転しません
- ② 運転するなら酒は飲みません
- ③ 酒を飲んだ人には運転させません
- ④ 酒を飲んだ人には車は貸しません
- ⑤ 運転する人に酒はすすめません
- ⑥ 酒を飲んだ人の車には同乗しません
- ⑦ 使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしません
- ⑧ 酒を飲んだら自転車も乗りません